

医対第 2821 号  
令和5年1月20日

大阪府内各保健所長 様

大阪府健康医療部保健医療室長

圏域版「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」の医療機関リストの  
記載内容変更に伴う対応について（通知）

日頃から、本府の救急医療行政の推進に御協力をいただき、お礼申し上げます。

府内の二次医療圏毎に作成されている圏域版「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」（以下「圏域版実施基準」という。）については、令和2年9月14日付け医対第2498号により作成いただき本府（当室医療対策課）に提出いただいているところですが、圏域版実施基準に掲載されている医療機関リスト（以下「圏域版医療機関リスト」という。）は、「大阪府傷病者の搬送及び受入れの実施基準」に記載のとおり各二次医療圏に設置されている地域保健医療協議会が作成し、記載内容の変更等が生じた場合、その都度本府に報告いただくこととなっています。

そのため、当該リストの記載内容の変更等については同協議会の承認が必要となり、変更の都度、同協議会を開催するが困難であることも想定されますが、この場合の対応につきましては、各地域保健医療協議会において各圏域で御負担にならないやり方をご検討いただきますようお願いいたします。

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目  
大阪府健康医療部保健医療室 医療対策課  
救急・災害医療グループ 加藤、米屋  
TEL：06-6941-0351（内線：4531）  
FAX：06-6944-6691  
E-mail：iryotaisaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp

(参考1) 令和2年9月14日付け医対第2498号 保健医療室長依頼文書「圏域版『傷病者の搬送及び受入れの実施基準』の作成及び医療機関リストの提供について」(一部抜粋)

医対第2498号

令和2年9月14日

大阪府内各保健所長 様

大阪府健康医療部保健医療室長

圏域版「傷病者の搬送及び受入れの実施基準」の作成及び  
医療機関リストの提供について (依頼)

日頃より、大阪府の救急医療体制の確保に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
現在、大阪府傷病者の搬送及び受入れの実施基準(以下「実施基準」という。)の改正を進めており、8月20日開催の救急医療対策審議会において改正素案の承認を受けたところです。つきましては、各圏域におきましても、本府実施基準の改正素案に基づき、圏域版実施基準を策定していただきたく存じます。

また、先日の説明会で御依頼しました圏域版実施基準の一部である圏域別医療機関リスト(資料06)に関して、圏域毎に作成の上、本府へご提供をお願いします。作成におきましては、その他の添付資料をご活用ください。

圏域別医療機関リストの提出期限に関しては、勝手ながら、【令和2年11月9日(月)】とさせていただきます。

お忙しい折、恐縮ですが、何卒よろしくご依頼申し上げます。

質問等ございましたら、下記メールアドレスまでご連絡をお願いいたします。

(添付資料)

資料01: 診療機能表とORION運用の関係

資料02: 診療機能表の記載方法

資料03: 診療機能表(救急告示認定医療機関)、記載例

資料04: 診療機能表(非救急告示認定・精神単科救急告示認定医療機関)、記載例

資料05: 医療機関リスト(実施基準本則)

資料06: 圏域別医療機関リスト、記載例

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目

大阪府健康医療部保健医療室 医療対策課

救急・災害医療グループ 升井・南・桑原

TEL: 06-6944-9168 (直通)

E-mail: iryotaisaku-g02@sbox.pref.osaka.lg.jp